



診療報酬改定のご案内

謹啓

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊社ならびに弊社製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年6月1日施行の診療報酬改定により、「在宅腫瘍化学療法注射指導管理料」、「注入ポンプ加算」及び「携帯型ディスプレイ注入ポンプ加算」の算定要件が改定されました。「ビーリンサイト[®]点滴静注用35 μ g」(一般名:プリナツモマブ)を用いた在宅投与を実施・検討される施設様におかれましては、診療報酬の改定内容をご確認ください。

今後とも、弊社へのご指導、ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

アムジェン株式会社
アステラス製薬株式会社

各診療報酬の点数

C108-2	在宅腫瘍化学療法注射指導管理料	1500点
C161	注入ポンプ加算	1250点
C166	携帯型ディスプレイ注入ポンプ加算	2500点

※ビーリンサイト[®]点滴静注用35 μ gの在宅投与時には、C108-2に加えて、C161またはC166の算定ができる可能性があります。算定要件などの詳細については、裏面をご参照ください。

なお、ビーリンサイト[®]点滴静注用35 μ gの在宅投与時の算定の可否や不明な点については、社会保険診療報酬支払基金などへお問い合わせください。

●「在宅腫瘍化学療法注射指導管理料」の算定要件^{1,2)}

在宅における鎮痛療法又は悪性腫瘍の化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定する「C108 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料」が設定されていましたが、「C108-2 在宅腫瘍化学療法注射指導管理料」が新設され、末期以外の悪性腫瘍の患者に、抗悪性腫瘍剤等の注射に関する指導管理を行った場合の算定が可能となりました。

C108-2 在宅腫瘍化学療法注射指導管理料

1500点

注 悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、在宅における抗悪性腫瘍剤等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

●「注入ポンプ加算」の算定要件^{1,2)}

在宅における悪性腫瘍の化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の患者等に対して注入ポンプを使用した場合に「C161 注入ポンプ加算」が設定されていましたが、本加算の算定要件が見直され、末期にかかわらず在宅において抗悪性腫瘍剤等の注射を行っている悪性腫瘍の患者で算定が可能となりました。

C161 注入ポンプ加算

1250点

注 次のいずれかに該当する入院中の患者以外の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。

イ 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法又は在宅小児経管栄養法を行っている患者

ロ 次のいずれかに該当する患者

(1) 悪性腫瘍の患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている末期の患者

(2) 筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィーの患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている患者

(3) (1)又は(2)に該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全又は呼吸器疾患の患者に対して、在宅において麻薬の注射を行っている末期の患者

ハ 悪性腫瘍の患者であって、在宅において抗悪性腫瘍剤等の注射を行っている患者

ニ 在宅強心剤持続投与を行っている患者

ホ 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者

●「携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算」*の算定要件^{1,2)}

在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、携帯型ディスポーザブル注入ポンプを使用した場合に「C166 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算」が設定されていましたが、本加算の算定要件が見直され、末期にかかわらず在宅において抗悪性腫瘍剤等の注射を行っている悪性腫瘍の患者で算定が可能となりました。

*ビーリンサイト®点滴静注用35µgでは、樹脂製ディスポーザブルポンプは使用できません。

C166 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算

2500点

注 次のいずれかに該当する入院中の患者以外の患者に対して、携帯型ディスポーザブル注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

イ 悪性腫瘍の患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている末期の患者

ロ 悪性腫瘍の患者であって、在宅において抗悪性腫瘍剤等の注射を行っている患者

ハ イ又はロに該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全又は呼吸器疾患の患者に対して、在宅において麻薬の注射を行っている末期の患者

1) 診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(令和6年 厚生労働省告示第57号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001218730.pdf>

2) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)(令和6年3月5日 保医発0305第4号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001219505.pdf>